

福島市下水道事業経営戦略
(平成 30 年度～平成 39 年度)

平成 30 年 3 月

福島市

目次

第1章 経営戦略策定の趣旨	1
1 経営戦略策定の趣旨と位置付け	1
2 対象事業	1
3 計画期間	2
第2章 事業概要	2
1 下水道事業の沿革	2
2 事業の現況	4
(1) 施設	4
(2) 使用料	6
(3) 組織	7
3 民間活力の活用等	8
(1) 民間活用の状況	8
(2) 資産活用の状況	8
4 下水道事業の現状と課題	8
(1) 汚水処理の普及拡大に関する現状と課題	8
(2) 合流式下水道の改善に関する現状と課題	9
(3) 浸水対策に関する現状と課題	9
(4) 地震対策に関する現状と課題	10
(5) 下水道施設の適正な維持管理と長寿命化に関する現状と課題	10
5 経営状況	12
(1) 経営指標を使った現状分析	12
(2) 使用料収入の状況	13
(3) 一般会計繰入金の状況	14
(4) 企業債の状況	14
第3章 経営の基本方針	15
第4章 投資・財政計画（収支計画）	16
1 投資・財政計画（収支計画）	16
2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	16
(1) 収支計画のうち投資についての説明	16
① 汚水管渠整備	16
② 雨水管渠整備	16
③ 改築	16
④ 耐震化	17

(2) 収支計画のうち財源についての説明	17
① 使用料収入	17
② 一般会計繰入金	20
③ 企業債	21
④ その他の収入	23
(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	23
① 職員給与費に関する事項	23
② 動力費及び薬品費に関する事項	23
③ 修繕費及び委託料に関する事項	23
④ 減価償却費に関する事項	24
⑤ 未収金、未払金及び貸倒引当金に関する事項	24
3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	24
(1) 今後の投資についての考え方・検討状況	24
① 広域化・共同化・最適化に関する事項	24
② 投資の平準化に関する事項	24
③ アセットマネジメント手法を取り入れた下水道経営	24
(2) 今後の財源についての考え方・検討状況	25
① 使用料の見直しに関する事項	25
② 資産活用による収入増加の取組について	25
(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況	25
① 民間活力の活用に関する事項	25
② 職員給与費に関する事項	25
③ 動力費に関する事項	25
④ 修繕費に関する事項	25
第5章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	26
○投資・財政計画	28
○用語集	40

第1章 経営戦略策定の趣旨

1 経営戦略策定の趣旨と位置付け

下水道は、水道と共に欠くことのできない社会の基盤施設であり、その役割及び機能は、①生活環境の改善、②公共用水域の水質保全、③浸水の防除などを目的として整備が進められてきました。また近年は、集中豪雨や大規模地震などの大規模災害に対する下水道施設の強靱化や、下水道施設や資源の有効利用によるさらなる環境への貢献など、下水道の役割は多様化しています。

一方、国・地方ともに厳しい財政状況に置かれている中、人口減少社会の到来や水利用形態の変化などにより、下水道の財政基盤を支える使用料収入の減少などが懸念されています。今後は、限られた財源の中で更なる普及率の向上やこれまで整備された施設の点検・調査、老朽施設の改築・更新に対応するための維持管理の体制・計画の策定が必要となってきます。

福島市下水道においては、昭和38年から整備を開始し、下水道処理人口は約18万人に達しました。しかし、公共下水道が未整備で接続できない人やまだ合併処理浄化槽を使用していない人が約4万人いるなど、汚水処理施設が普及していない状況となっており、汚水処理施設の普及拡大は重要な課題となっています。また、下水道建設開始から約54年が経過し、下水道施設の老朽化の課題や、人口減少・財政制約による下水道経営の課題、自然災害への対策の推進など、取り組むべき課題も多様化しています。

このような状況のなか、『福島市総合計画』基本構想の重点施策「環境にやさしい美しいまちづくりの推進」を実現するため、下水道サービスの維持・向上を目指し、下水道事業のあり方や今後の進むべき方向を明らかにするものとして、平成27年7月に『福島市下水道ビジョン』（以下「下水道ビジョン」という）を策定しました。

下水道ビジョンに基づき各施策を実施するにあたり、投資とその財源について具体的に、中長期的視点に立って、持続可能な下水道経営を基本とした経営の見通しとして、『福島市下水道事業経営戦略』（以下「経営戦略」という）を策定するものです。

2 対象事業

本経営戦略では本市で取り組んでいる公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を対象としています。

なお、特定環境保全公共下水道事業については、平成29年3月に策定しており、これを改定するものです。

3 計画期間

中長期的な下水道事業の経営を展望し、取組の方向性や財政面での見通しを明らかにするため、計画期間は平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間とします。

第2章 事業概要

1 下水道事業の沿革

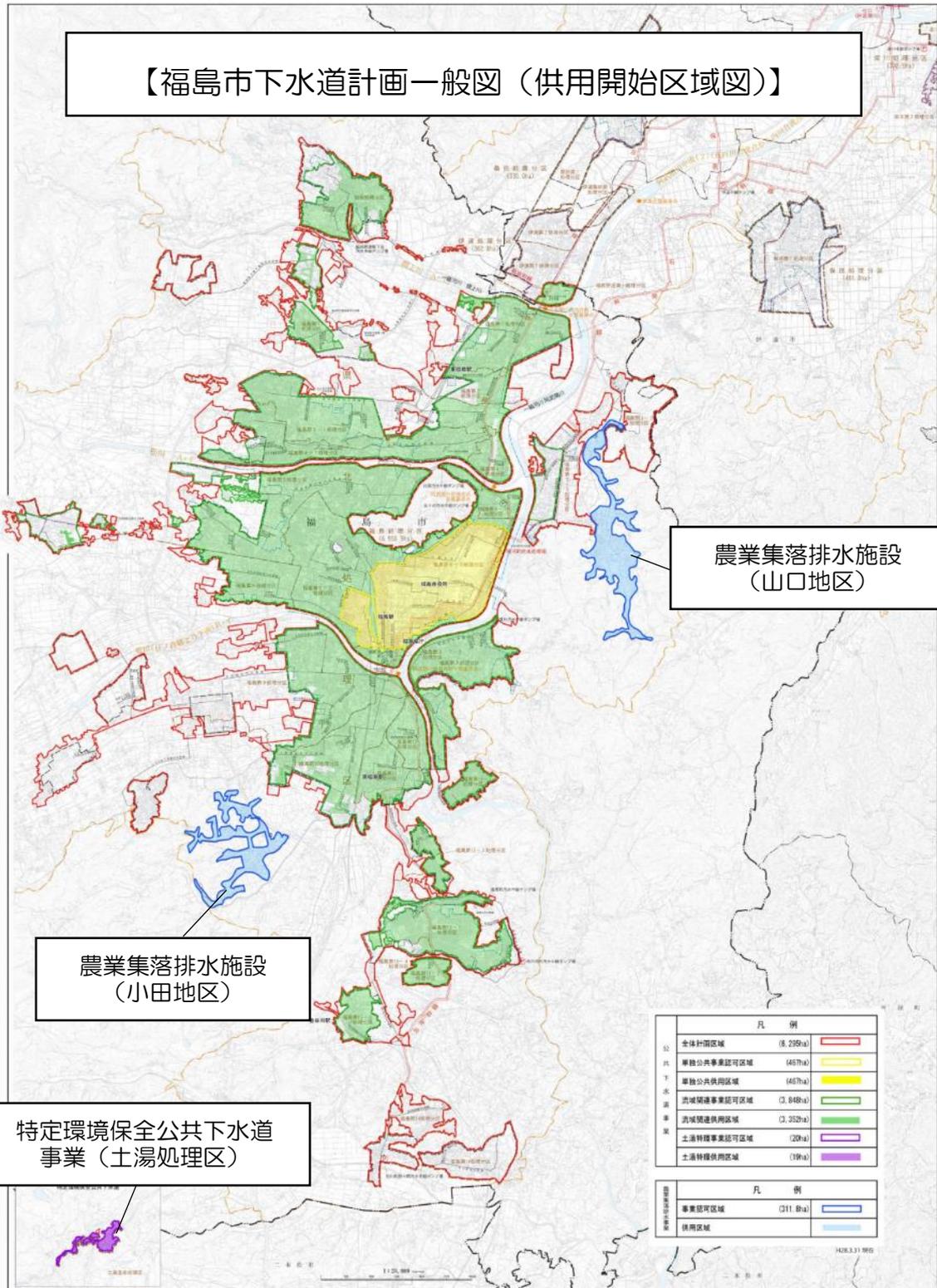
本市の下水道は、昭和 38 年 7 月に福島駅を中心とした旧市街地 594ha を計画区域とした福島市都市計画公共下水道事業計画の認可を受け、同年 11 月合流式下水道による公共下水道築造事業に着手しました。その後、福島県の進める流域下水道事業と本市の進める流域関連公共下水道事業を推進し、計画処理区域面積、計画処理人口の拡大と下水道普及率の向上に努めてきました。

市街化区域外の下水道事業として、豊かな自然環境を保全するため、一級河川荒川の上流に位置する土湯温泉町において、平成 3 年 12 月に認可を得て事業を実施した土湯温泉町特定環境保全公共下水道は、平成 7 年 10 月に一部下水道の供用を開始して、現在は施設整備が概ね完了し維持管理を行っています。

平成 29 年 4 月現在、公共下水道基本計画面積のうち単独公共下水道 467ha、流域関連公共下水道 3,862ha 及び土湯温泉町特定環境保全公共下水道 20ha の、合わせて 4,349ha の事業計画変更の認可を受け、平成 28 年度末で 88.9%にあたる 3,869ha が整備済みであり、下水道普及率は 65.4%となっています。

また、農業振興地域の生活排水処理として、自然との共生をめざし、住環境の向上や河川などの水質保全、快適生活環境の確保を図るため、平成 7 年度に小田地区、平成 10 年度に山口地区において農業集落排水事業の事業採択を受けて事業を実施し、現在、施設整備を完了し維持管理を行っています。

【福島市下水道計画一般図（供用開始区域図）】



農業集落排水施設
（山口地区）

農業集落排水施設
（小田地区）

特定環境保全公共下水道
事業（土湯処理区）

凡 例	
全体計画区域	6,295ha
一般公共下水道事業認可区域	467ha
特別公共下水道事業認可区域	145ha
特別下水道事業認可区域	3,842ha
特別下水道事業認可区域	2,352ha
特別下水道事業認可区域	20ha
特別下水道事業認可区域	19ha

凡 例	
特別下水道事業認可区域	311ha
下水道事業認可区域	

2 事業の現況

(1) 施設

① 公共下水道事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和46年度 (46年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法適(一部適用)
処理区内人口密度	48.1(人/ha)	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	2区(堀河処理区、阿武隈川上流流域下水道県北処理区)		
処理場数	1箇所(堀河町終末処理場)		
広域化・共同化・ 最適化実施状況	県事業の阿武隈川上流流域下水道県北処理区に福島市・伊達市・桑折町・国見町の2市2町が参画し、広域化・共同化を行っています。		

② 特定環境保全公共下水道事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度 (22年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法適(一部適用)
処理区内人口密度	16.5(人/ha)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1区(土湯処理区)		
処理場数	1箇所(土湯温泉町浄化センター)		
広域化・共同化・ 最適化実施状況	無		

③ 農業集落排水事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年度 (19年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法適(一部適用)
処理区内人口密度	7.7(人/ha)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	2区(小田地区、山口地区)		
処理場数	2箇所(小田地区処理場、山口地区処理場)		
広域化・共同化・ 最適化実施状況	無		

(2) 使用料

① 下水道使用料（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業）

下水道使用料は、下水道施設の維持管理費、運営費、資本費（減価償却費及び企業債利息）に充てるため、福島市下水道条例第16条、17条の規定に基づき、公共下水道の使用者から排除された汚水量に応じて負担していただいています。

【料金表】

（1ヵ月あたり、消費税込）

種別	区分	使用水量	使用料
一般 汚水	基本使用料	0 m ³ ～ 10 m ³	1,188.00円
	従量使用料 (1 m ³ につき)	11 m ³ ～ 20 m ³	162.00円
		21 m ³ ～ 30 m ³	199.80円
		31 m ³ ～ 50 m ³	243.00円
		51 m ³ ～100 m ³	297.00円
		101 m ³ ～500 m ³	329.40円
		501 m ³ ～	351.00円
公衆 浴場 汚水	基本使用料	0 m ³ ～ 10 m ³	486.00円
	従量使用料 (1 m ³ につき)	11 m ³ ～	48.60円
温泉 汚水	基本使用料	0 m ³ ～ 10 m ³	972.00円
	従量使用料 (1 m ³ につき)	11 m ³ ～	97.20円
井戸水 (一般 家庭)	2人まで	10 m ³	1,188.00円
	3人	15 m ³	1,998.00円
	4人	20 m ³	2,808.00円
	5人	25 m ³	3,807.00円
	以下1人増すごとに5 m ³ 加算し、一般汚水の料金表により算出		

※平成15年4月使用分より適用

温泉汚水は平成21年4月使用分より適用

② 農業集落排水施設使用料

農業集落排水施設使用料は、施設の維持管理費、運営費、資本費に充てるため、福島市農業集落排水処理施設条例第11条から第14条の規定に基づき負担していただいています。

【料金表】

ア 一般家庭

(1 ヲ月あたり、消費税込)

基本料金	人員割料金
1 世帯当たり 1,404.00円	世帯人員1人につき 486.00円

イ 一般家庭以外（事務所、学校、集会施設等）

(1 ヲ月あたり、消費税込)

基本料金	汚水料金	
	汚水量	1 m ³ につき
汚水量10m ³ まで 1,404.00円	11 m ³ ～ 20 m ³	135.00円
	21 m ³ ～ 30 m ³	162.00円
	31 m ³ ～ 50 m ³	194.40円
	51 m ³ ～100 m ³	237.60円
	101 m ³ ～500 m ³	264.60円
	501 m ³ ～	286.20円

(3) 組織

下水道施設の建設、維持管理を行うため、福島市都市政策部では1室3課9係47名の職員で、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水に関する業務を行っています。

※平成29年4月1日現在

部・課名および職員配置		係と主な業務
都市政策部 ↓ 下水道室 (室長1名)	下水道総務課 (19名)	◆庶務係 下水道事業及び農業集落排水事業の総合調整、財政計画、予算及び決算などに関すること ◆業務係 下水道及び農業集落排水施設の使用料、下水道事業受益者負担金などに関すること ◆普及促進係 下水道への接続工事(排水設備工事)及び浄化槽などに関すること
	下水道建設課 (18名)	◆計画係 下水道事業の計画策定、下水道及び農業集落排水施設の供用開始、開発行為等に関する下水道施設の指導などに関すること ◆建設第一係 下水道の設計、施工、工事の検査、監督などに関すること ◆建設第二係 下水道の設計、施工、工事の検査、監督などに関すること ◆建設第三係 下水道及び農業集落排水施設の設計、施工、工事の検査、監督などに関すること
	下水道管理センター (9名)	◆施設管理係 終末処理場及び衛生処理場の運営、維持管理、下水道及び農業集落排水施設の汚泥処理、修繕工事などに関すること ◆管路管理係 下水道及び農業集落排水の管路等の維持管理、修繕工事などに関すること

3 民間活力の活用等

(1) 民間活力の活用状況

堀河町終末処理場、土湯温泉町浄化センター（ユーティリティ費用(*)を含む）、農業集落排水施設については、運転・保守管理業務、汚泥運搬処理業務等を民間事業者へ委託しています。

また、管渠等については、管渠施設維持管理業務、マンホールポンプ保守管理業務等において各事業を一括して民間事業者へ委託しています。

〔*ユーティリティ費用：運転・保守点検を行うために必要な消耗品、薬剤、資材、電気・水道・燃料費等の費用〕

(2) 資産活用の状況

下水の処理には多くの電力を使用する一方、下水道は処理水や下水汚泥、熱、バイオマスエネルギー、施設空間など、様々な資源を有しています。

福島市では堀河町終末処理場の処理水の一部を、隣接する福島市衛生処理場の希釈水として有効利用しています。また、祓川下水道水緑景観モデル事業を実施し、雨水幹線の上流をせせらぎ水路として親水利用しています。

4 下水道事業の現状と課題

(1) 汚水処理の普及拡大に関する現状と課題

公共下水道及び特定環境保全公共下水道を合わせた下水道普及率は、平成 28 年度末で 65.4%に達しましたが、全国平均普及率は 78.3%であり低い水準となっています。

下水道事業計画区域に対する整備率は 88.9%であり、下水道の整備を継続していきますが、今後は下水道施設の耐震化や老朽化対策に対する事業費負担も大きくなるものと予想され、下水道施設整備に対する財政制約はより厳しくなるものと考えられます。

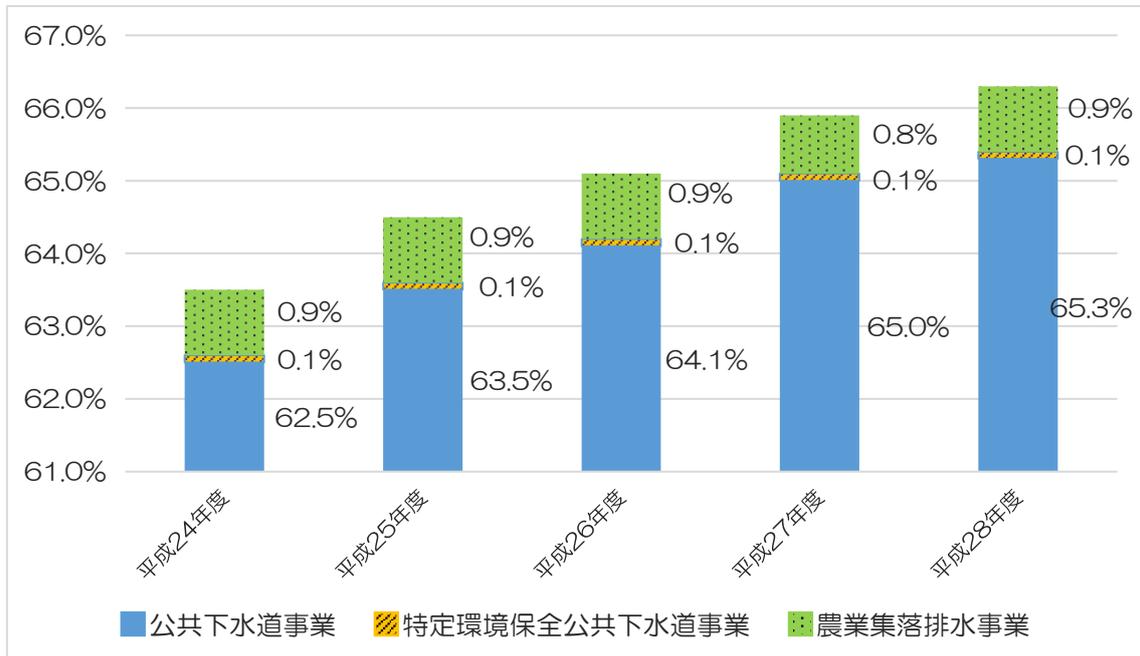
このため、最新技術導入による整備コストの縮減や、各種の整備手法を総合的に捉えた汚水処理施設整備方法の再検討が必要となっています。

平成 28 年度末の各事業の普及率は、次の表のとおりです。

【各事業の処理人口普及率(平成 28 年度末)】

公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	農業集落排水事業	合計	行政区域人口
184,373 人	313 人	2,408 人	187,094 人	282,184 人
65.3%	0.1%	0.9%	66.3%	—

【各事業の処理人口普及率の推移】



(2) 合流式下水道の改善に関する現状と課題

堀河処理区では事業着手当時、公衆衛生の向上や速やかな雨水排除といった目的を達成するために、経済的かつ即効性を重視した排除方式として、汚水と雨水を同じ管渠で流す合流式下水道が採用されました。しかし、都市の発展に伴う流出形態の変化や、管路施設の流下能力不足などにより、強い雨の日には管渠や処理場の能力を超えた下水（汚水＋雨水）が未処理のまま河川などへ放流される恐れがあります。

福島市では、平成13年度より「合流式下水道の改善計画」検討を進め、平成25年度を目標として『合流式下水道緊急改善計画』を進めてきました。しかし、平成23年3月11日の東日本大震災に見舞われ、下水道施設の復旧作業による合流改善事業の進捗の遅れが生じているとともに、堀河町終末処理場で東京電力福島第一原発事故による放射性物質を含む汚泥の保管を余儀なくされていることから、処理場改造による雨水滯水池設置などの事業も大幅に遅れています。

(3) 浸水対策に関する現状と課題

雨水排水施設整備にあたっては、河川・道路・公共下水道の役割分担を行い、内水による浸水が起りやすい地区を中心に、雨水管やポンプ場の整備を進めています。整備水準は、10年確率、44.3mm/時の降雨に対する雨水排水計画としています。

公共下水道事業における雨水施設整備済区域は2,716ha（全体計画面積の約43%）に達しており、その他の地区は、道路側溝や既存水路などを活用して雨水排水を行って

いますが、地形条件などによっては、計画降雨以下の雨でも床上浸水や床下浸水が局所的に発生することもあります。

また、近年は地球温暖化による大型台風による大雨や短時間集中豪雨の発生頻度も高まっており、河川や道路事業と連携した浸水対策の強化が必要です。

(4) 地震対策に関する現状と課題

下水道施設の耐震基準は、建築施設が昭和 56 年、土木施設が平成 9 年に見直しがあり、その後、平成 17 年の下水道法施行令改正により現在の基準となっています。福島市の下水道整備は昭和 38 年から進められてきたため、現在の耐震基準を満たさない施設が多くあります。このため、福島市では平成 18 年度より『福島市公共下水道管路施設等耐震化対策基本構想』を策定し、施設の耐震化対策について検討を進めてきました。

しかし、地中に埋められた下水管の耐震化対策は、財政状況や改築事業との調整などにより大きな進展がない中で、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により管渠及びマンホールに大きな被害が生じました。

これらの施設の復旧はおおむね完了していますが、地中に埋められている下水管渠の地震被害は、数年経ってから発見されることもあり、今後も管路の耐震化や老朽化対策と合わせて、調査・診断・対策を進めていく必要があります。

(5) 下水道施設の適正な維持管理と長寿命化に関する現状と課題

昭和 38 年から整備を開始している福島市の下水道施設は、標準的な耐用年数を超えるものも多くなってきています。

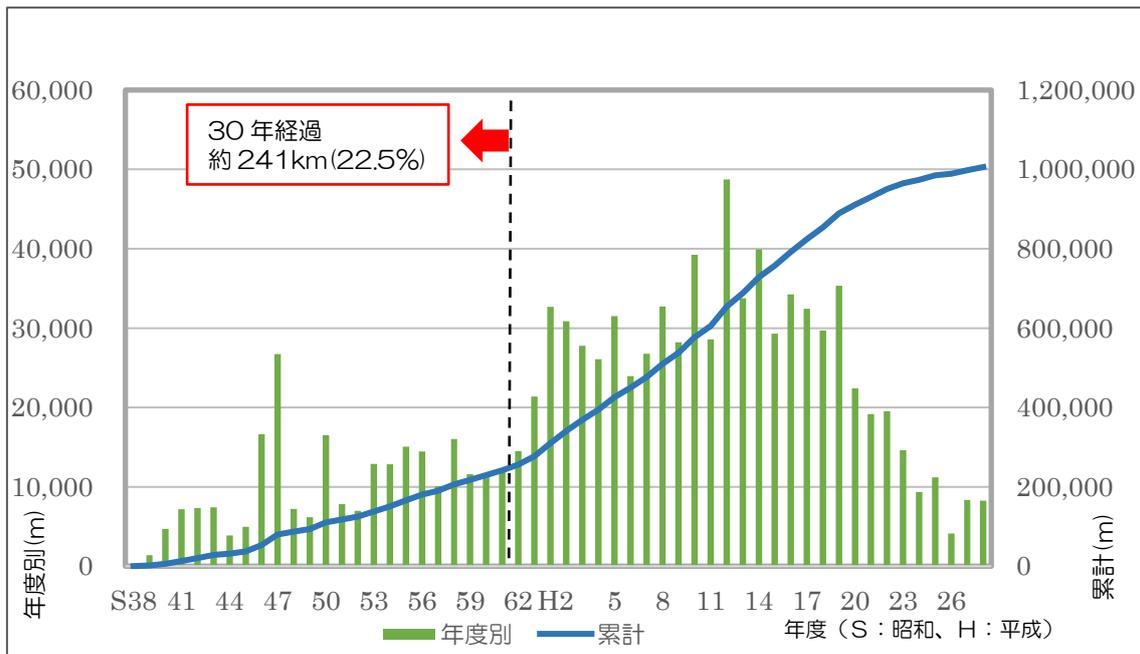
特に下水管渠は地中に埋まっており、その老朽度は目に見えません。全国の実績では管渠の破損等による道路陥没事故は、30 年以上経過した管渠から増える傾向にあります。福島市では堀河処理区の管渠を中心とした約 241km が 30 年以上経過しています。このため、平成 21 年度より堀河処理区の管渠について『管路の長寿命化基本計画』を策定し、カメラ調査等・診断・改築事業を進めています。

また、堀河町終末処理場、土湯温泉町浄化センター、ポンプ場の機械・電気設備も標準耐用年数を超えて使用しているものが多くあるため、順次、調査・診断を行い、長寿命化対策を実施していく必要があります。

【標準的な耐用年数と本市施設の経過年数】

		標準的な耐用年数	福島市の下水道施設		
			堀河処理区 (供用開始S46)	県北処理区 (供用開始H8)	土湯処理区 (供用開始H7)
処理場 ポンプ場	機械・電気設備	10~15年程度	供用開始後 50年を迎える 一部の設備は 修繕・改築済み	供用開始後 21年	供用開始後 22年
	土木・建築施設	50年	供用開始後 50年を迎える	供用開始後 21年	供用開始後 22年
管渠		50年	建設後 50年を超える 一部の管渠は 改築済み	供用開始後 21年	供用開始後 22年

【年度別管路延長】



5 経営状況

(1) 経営指標を使った現状分析

公共下水道事業は、集中的に下水道管渠の整備を実施した時期の企業債元利償還がピークを迎えていることや、施設の利用開始から約45年が経過し、修繕が必要な箇所が増加など維持管理にも多くの費用が必要となっています。それにより全国平均に比べ、企業債残高対事業規模比率や汚水処理原価が高く、経費回収率は低い状況になっています。

特定環境保全公共下水道事業は、処理区域内人口の少ない山あいの温泉地であり、処理水量が少なく使用料収入の確保が困難であるうえに、整備費用として借り入れた企業債の償還や施設の老朽化による修繕費用などのため汚水処理原価が高く、また、東日本大震災・原発事故などにより観光客が伸び悩んでいることなどにより、経費回収率は低い状況となっています。

農業集落排水事業は、施設整備は完了し、水洗化率は平均的な水準となっていますが、処理区域内人口の少ない農業振興地域であるため、使用料収入の確保が困難であるうえに、企業債の償還に加え、施設の老朽化による修繕費用などにより、汚水処理原価が高く、経費回収率は低い状況となっています。

なお、事業の透明性向上及び経営の健全化を図り、効率的で安定的な事業経営を行うことを目的として、平成28年4月1日に地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用しました。

【経営指標】 ※類似団体平均及び全国平均はH27の数値

① 公共下水道事業

視点	項目	福島市 H28	類似団体平均	全国平均
経営の健全性	経常収支比率	102.60%	118.30%	119.80%
	企業債残高 対事業規模比率	989.56%	1017.47%	763.62%
経営の効率性	経費回収率	73.51%	96.37%	98.53%
	汚水処理原価	242.07 円/m ³	162.65 円/m ³	139.70 円/m ³
	水洗化率	90.85%	93.38%	94.73%

② 特定環境保全公共下水道事業

視点	項目	福島市 H28	類似団体平均	全国平均
経営の健全性	経常収支比率	91.99%	143.90%	132.60%
	企業債残高 対事業規模比率	3343.10%	1434.89%	1457.06%
経営の効率性	経費回収率	24.06%	66.22%	64.73%
	汚水処理原価	721.94 円/m ³	246.72 円/m ³	250.25 円/m ³
	水洗化率	61.30%	82.90%	81.28%

③ 農業集落排水事業

視点	項目	福島市 H28	類似団体平均	全国平均
経営の健全性	経常収支比率	100.02%	141.20%	133.50%
	企業債残高 対事業規模比率	1923.31%	1081.80%	1015.77%
経営の効率性	経費回収率	32.98%	52.19%	52.78%
	汚水処理原価	391.40 円/m ³	296.14 円/m ³	289.81 円/m ³
	水洗化率	86.84%	84.32%	84.50%

(2) 使用料収入の状況

公共下水道事業における使用料収入は、新規整備を行い普及拡大していることから増加傾向であり、農業集落排水事業については概ね同水準で推移しています。特定環境保全公共下水道事業における使用料収入は、温泉観光地であることから、観光客数などの影響により増減しています。

なお、平成27年度は地方公営企業法適用に伴う打切り決算のため、公共下水道事業及び農業集落排水事業は例年より少額となっています。

【使用料収入の推移】

(税抜) 単位：千円

事業	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
公共下水道事業	3,158,199	3,207,759	3,209,702	2,715,084	3,245,450
特定環境保全公共下水道事業	15,057	12,525	16,453	16,022	13,596
農業集落排水事業	24,080	24,262	25,010	20,844	24,442

(3) 一般会計繰入金の状況

下水道事業の主な収入は、使用料収入と一般会計からの繰入金となっています。

一般会計繰入金は、雨水を処理する経費など本来一般会計が負担すべきものと、収入の不足分を補うものがあり、平成28年度までの一般会計繰入金総額は、各事業とも概ね同程度で推移しています。

【一般会計繰入金の推移】

単位：千円

事業	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
公共下水道事業	3,668,147	3,838,033	3,121,182	3,765,587	3,416,676
特定環境保全公共下水道事業	122,409	136,509	144,428	140,710	106,622
農業集落排水事業	153,706	117,416	164,135	161,681	159,811

(4) 企業債の状況

前述のとおり、各事業とも全国平均に比べ企業債残高対事業規模比率が高い状況ですが、補償金免除繰上償還制度を活用した低利の企業債への借り換えを実施し、公共下水道事業においては借り入れの基となる建設改良費を抑制していることや、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業においては施設整備がほぼ完了していることなどから、企業債残高は減少しています。

【企業債残高の推移】

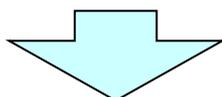
単位：千円

事業	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
公共下水道事業	64,149,716	61,632,851	58,961,921	56,274,149	53,490,731
特定環境保全公共下水道事業	847,789	790,256	727,311	662,773	595,770
農業集落排水事業	2,264,884	2,155,571	2,044,289	1,930,998	1,815,659

第3章 経営の基本方針

良好な自然環境や生活環境を保全し、豊かな住みよい環境を次世代に引き継ぐことを目的とする下水道ビジョンの基本理念「環境にやさしい美しいまちを目指して」を実現するため、基本項目である「柱1 美しいまち」「柱2 安全で安心なまち」「柱3 住み続けるまち」の3つの柱をもとに、それぞれの柱に具体的な施策として基本方針を定め、下水道事業を推進しています。

福島市下水道ビジョンの基本理念 「環境にやさしい美しいまちを目指して」



柱1 美しいまち（環境負荷低減のまちづくり）

「美しいまち」は、環境負荷低減のまちづくりを推進するものです。
汚水処理の普及拡大や合流式下水道の改善事業による公共水域の水質保全、下水道資源の有効利用による環境への負担軽減を目指します。



柱2 安全で安心なまち（防災・減災のまちづくり）

「安全で安心なまち」は、防災・減災のまちづくりを推進するものです。
頻発する大雨等に対応する雨水管理システムの構築、地震に強い下水道システムの構築により災害に強い安全なまちを目指します。



柱3 住み続けるまち（持続可能なまちづくり）

「住み続けるまち」は、持続可能なまちづくりを推進するものです。
下水道施設の適正な維持管理と長寿命化、効率的な経営手法の導入による経営基盤の強化、また、普及推進活動の推進等による市民の下水道に対する理解により持続的な下水道事業を推進し、将来に向け住み続けることができるまちを目指します。



第4章 投資・財政計画（収支計画）

1 投資・財政計画（収支計画）

28から39ページのとおり

2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

（1）収支計画のうち投資についての説明

① 汚水管渠整備

本市の汚水管渠整備については、平成8年度の約79億円をピークに、年間の汚水管渠整備費は減少傾向にあり、平成28年度は約13億円となっています。

下水道ビジョンで定める汚水処理の普及実現のため、整備計画に基づき事業費を算出しています。

② 雨水管渠整備

近年、床上浸水や床下浸水の被害が発生した箇所や、内水による浸水が起りやすい地区について、既存排水路の改修や雨水管渠等の整備を見込んでいます。

③ 改築

ア 管渠系

管渠系の改築は、法定耐用年数に達している、または、老朽化が進んでいる管渠の改築・更新が主な事業となります。事業費は、管渠のほかマンホールポンプ及び雨水施設の機器も含めて、資産調査結果等や維持管理部門からの聞き取りにより必要な改築費を算定し、投資額の平準化により算出しています。

イ 施設系

施設系の改築は、処理場やポンプ場において法定耐用年数に達している機械設備について更新を行うもので、資産調査結果等や維持管理部門からの聞き取り及び現場の点検調査結果などから必要な改築費を算定し、投資額の平準化により算出しています。

ウ その他

維持管理や運転上、老朽化等により早急に改築の必要な施設をリストアップし、対象の機器について優先的に事業費を計上しています。

④ 耐震化

管渠については、重要な幹線管渠の耐震化を見込んでおり、老朽化対策である改築・更新と併せて実施することで効率化を図り、投資額を平準化して算定しています。

堀河町終末処理場は、防災拠点 2 次指定となっている管理棟について耐震化を見込んでいます。また、土湯温泉町浄化センターについても耐震化を見込んでいます。

(2) 収支計画のうち財源についての説明

① 使用料収入

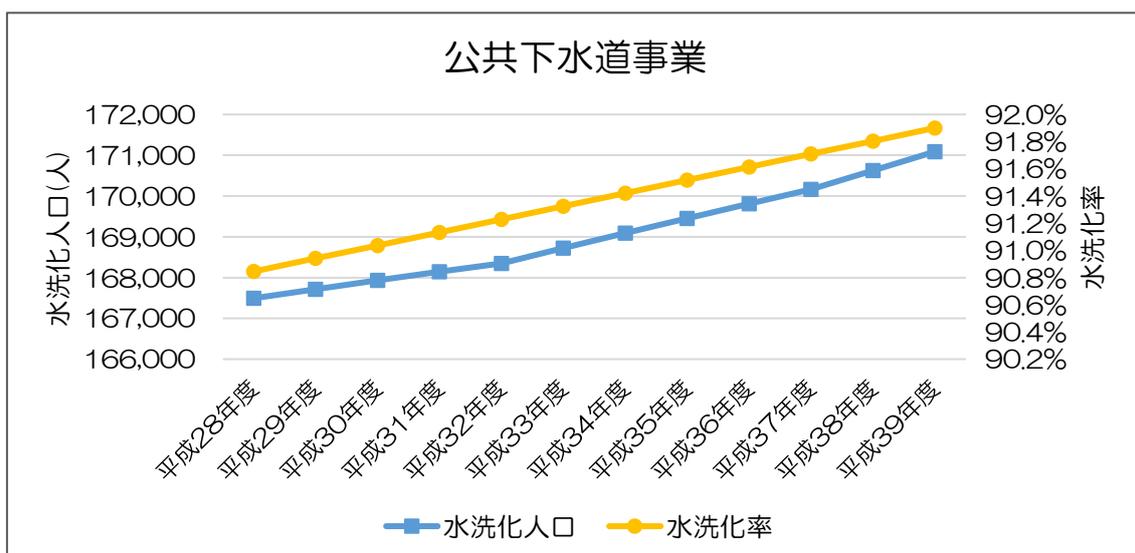
使用料収入は「水洗化人口×1 人当り使用水量×実績単価」により算定しており、計画期間においては現状の使用料水準で見込んでいます。

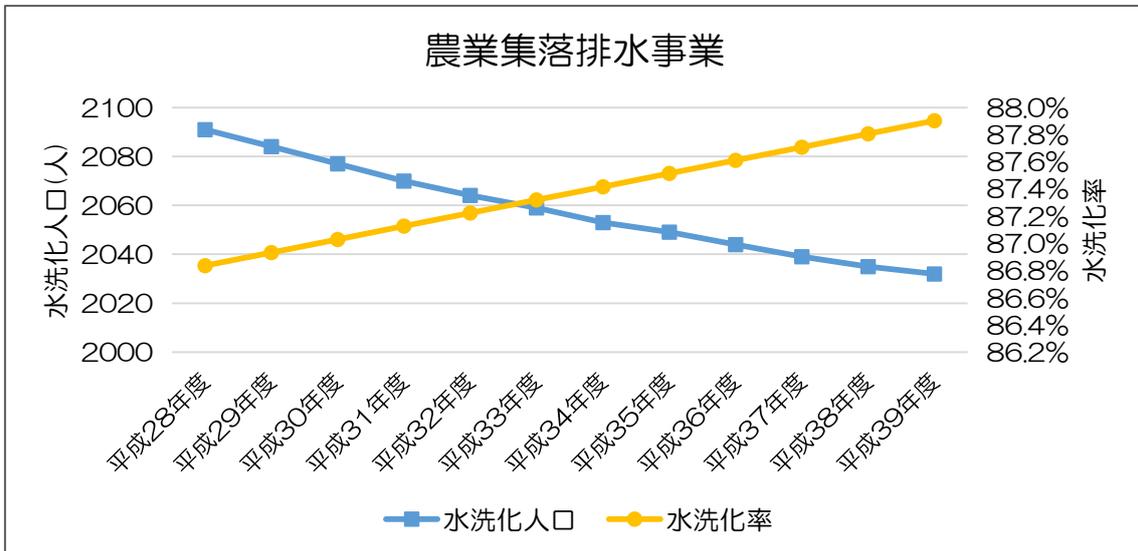
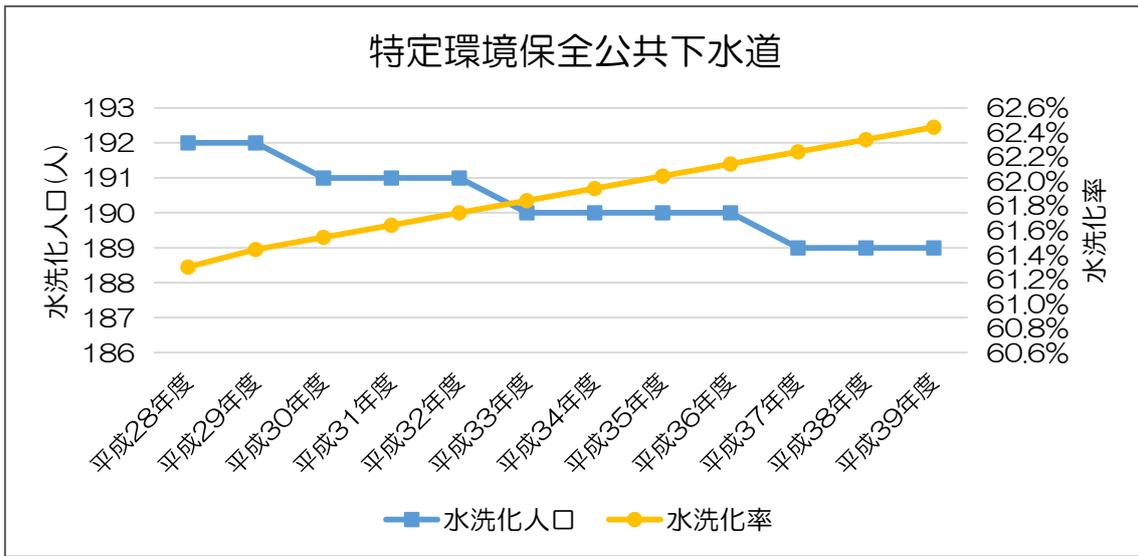
ア 水洗化人口の見込

各事業の水洗化人口は、「福島市人口ビジョン」の推計人口に普及率を乗じて算出した処理区内人口に、水洗化率を乗じて算定しています。普及率は下水道ビジョンの計画値で見込んでおり、水洗化率は過去の実績から年 0.1%の上昇率を設定しています。

新規整備を行う公共下水道事業は、水洗化人口が増加する見込みですが、整備完了している特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業は、水洗化率は微増していますが、推計人口減少の影響から水洗化人口は減少する見込となっています。

【水洗化人口の見込】



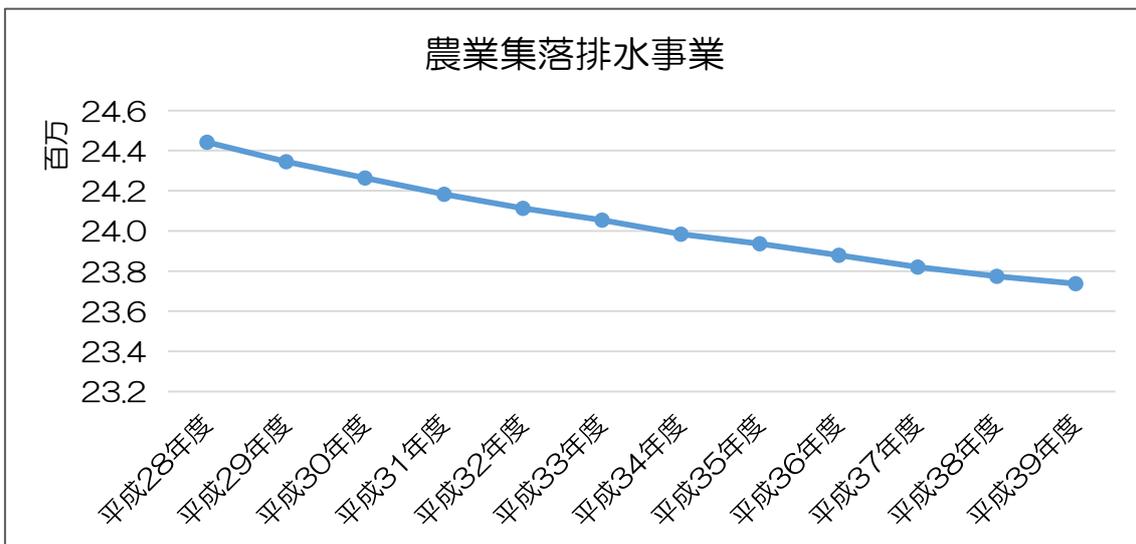
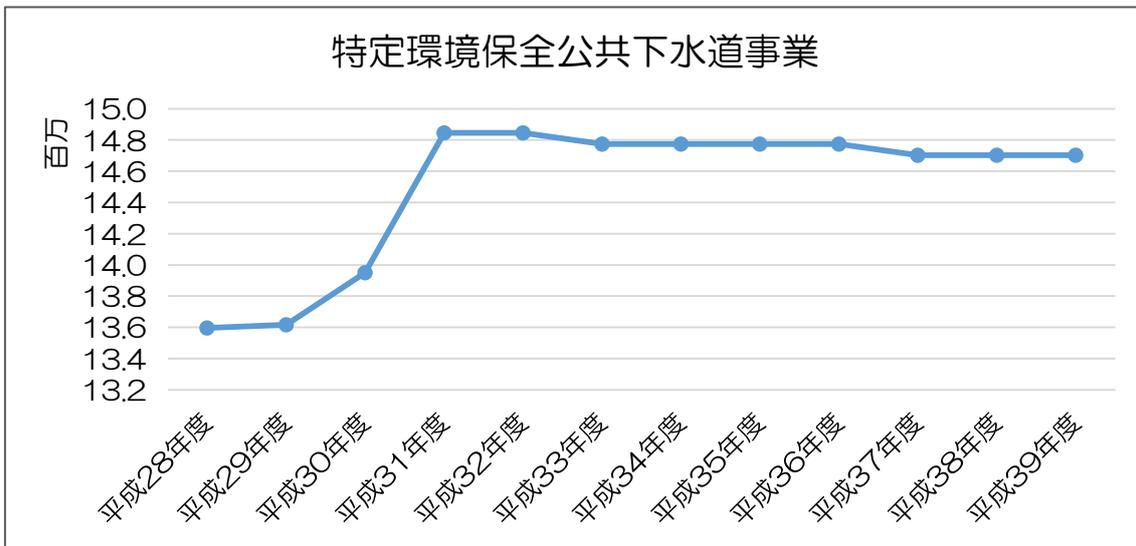
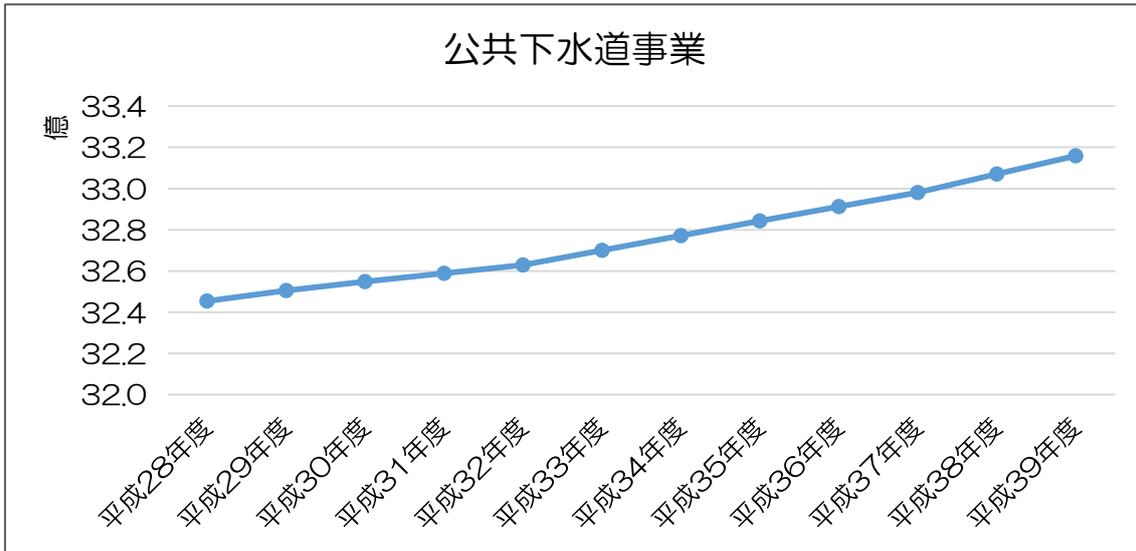


イ 使用料収入の見込

予測した水洗化人口に1人あたり使用水量(平成28年度実績)を乗じて年間有収水量を算出し、この有収水量に各事業の使用料単価(平成28年度実績)を乗じて使用料収入を算出しています。

水洗化人口の増減に応じて使用料収入も増減していますが、特定環境保全公共下水道事業の平成30年度及び平成31年度は、新規事業所が開設し下水道に接続する予定であることから、使用料収入は大きく上昇しています。

【使用料収入の見込】



② 一般会計繰入金

ア 基準内繰入金

基準内繰入金は、自然現象である雨水の排除など本来一般会計（税金・公費）が負担すべき経費について、総務省より通達されている「地方公営企業繰出金について」の繰出基準に基づき算定した金額を見込んでいます。

イ 基準外繰入金

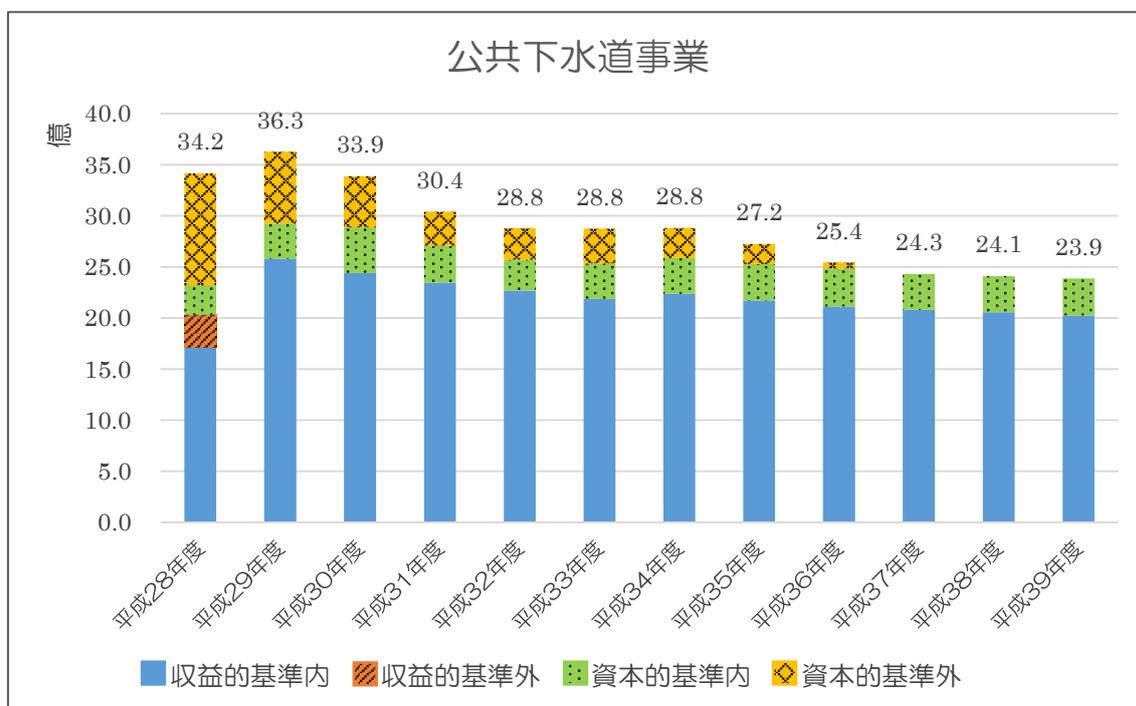
各事業年度の収入不足分について、基準外繰入金として見込んでいます。

このため、基準外繰入金の算定前で当期純利益や資金余剰が発生する場合は、基準外繰入金は見込んでいません。

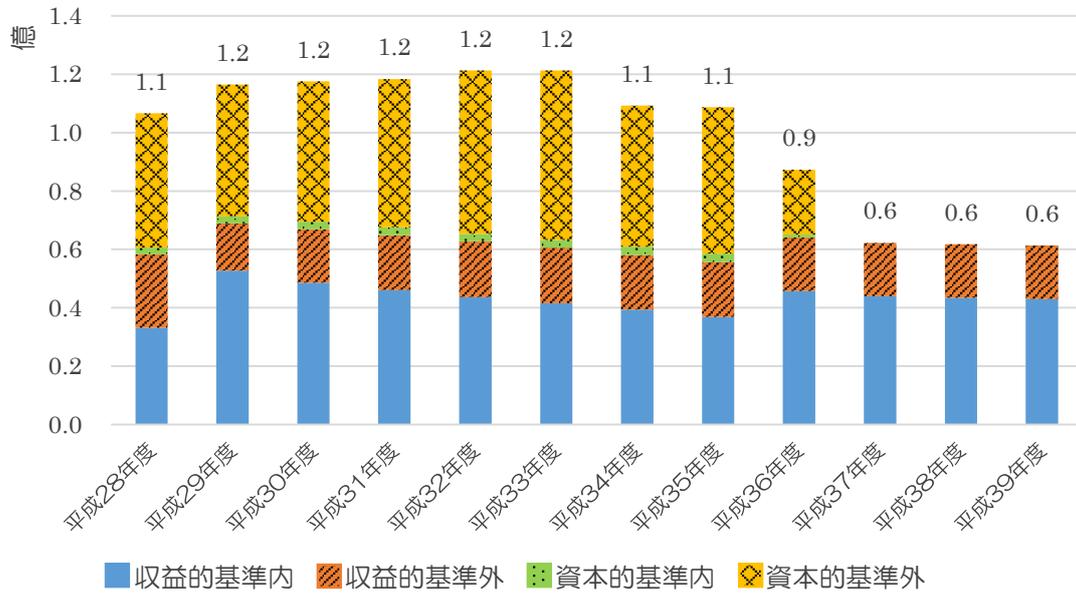
平成28年度末の基準内及び基準外を合わせた一般会計繰入金の総額は、公共下水道事業で約34.2億円となっています。使用料収入が増加傾向であることや、企業債元利償還金が減少傾向にあることから、平成39年度末では約23.9億円に減少する見込みです。

特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業においても、企業債元利償還金が減少傾向にあるため、一般会計繰入金は減少しています。

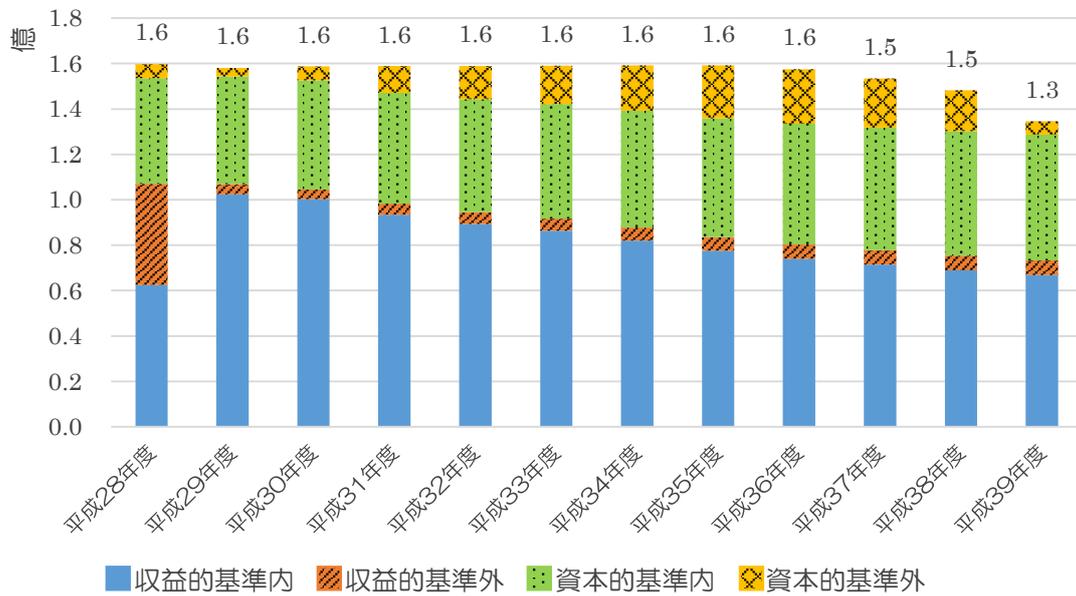
【一般会計繰入金の見込】



特定環境保全公共下水道事業



農業集落排水事業

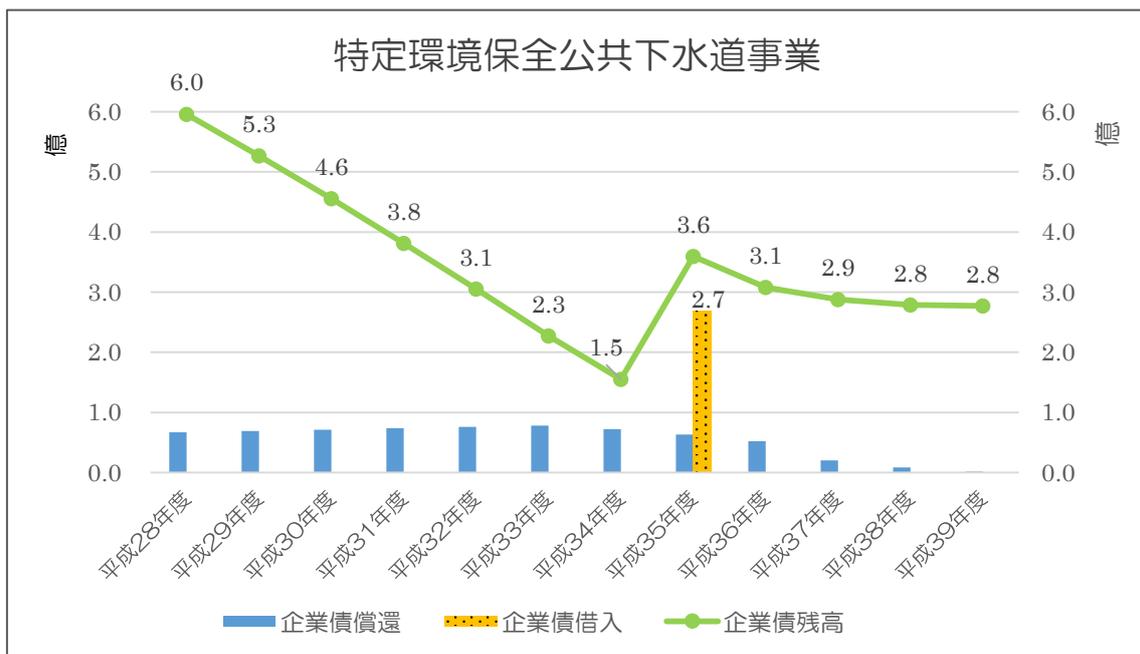
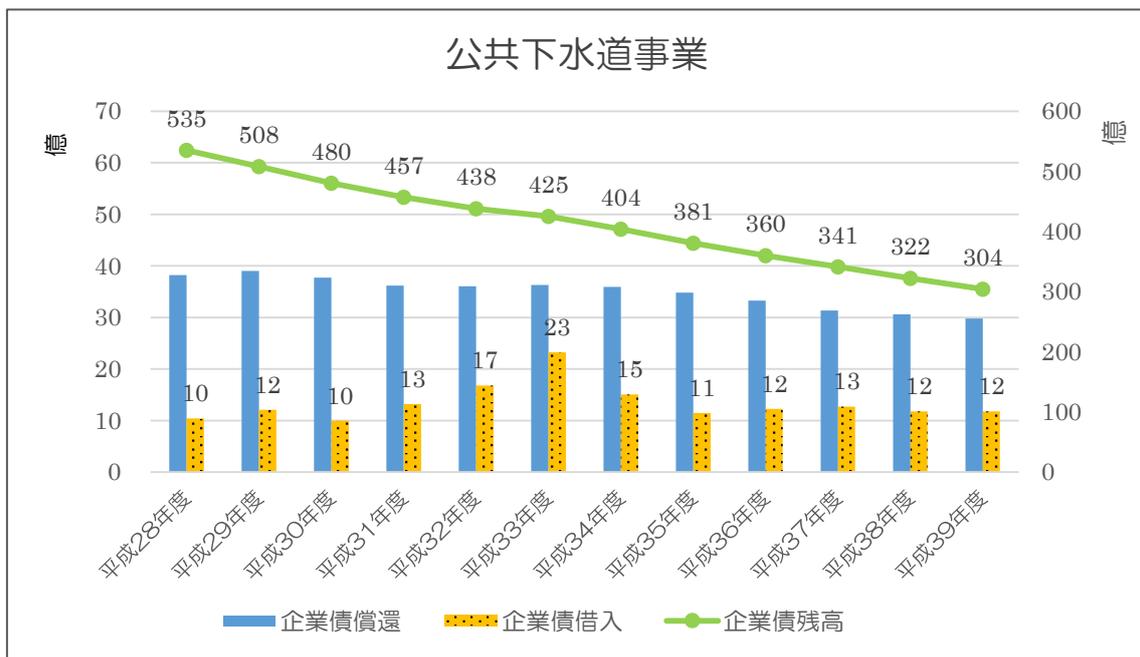


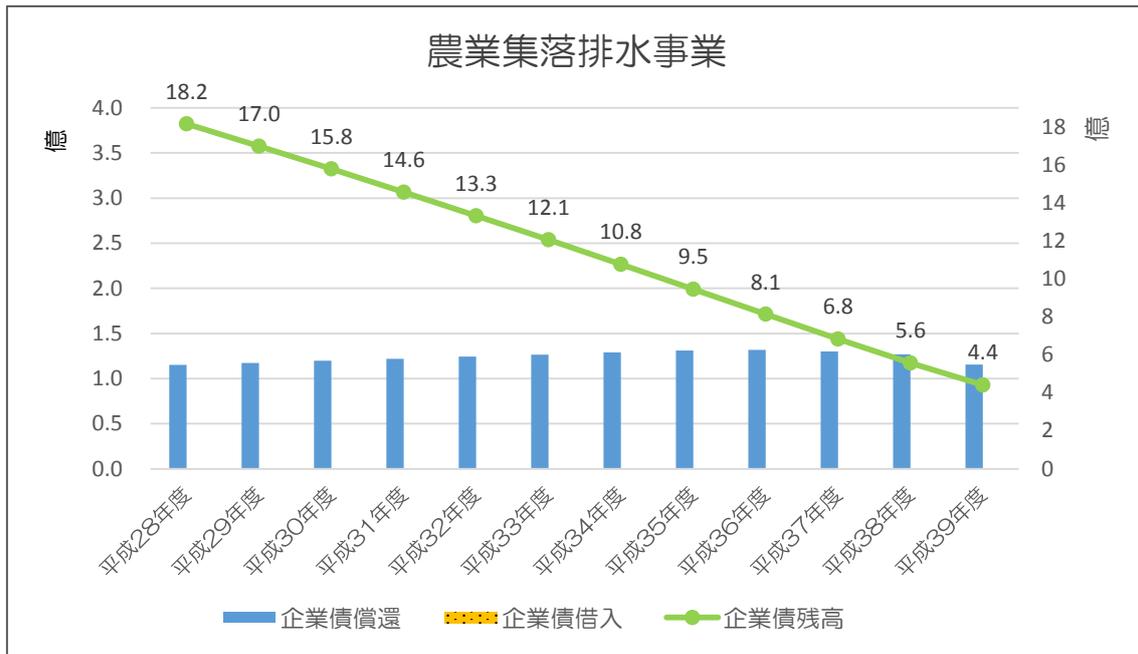
③ 企業債

建設改良事業の財源として、補助事業の事業費に対して45%、起債事業の事業費に対して95%の起債率で企業債の発行を見込んでいます。資本費平準化債の発行は予定していません。

これまでの下水道施設の整備により、平成28年度末の企業債残高は、公共下水道事業で約535億円となっています。多額の企業債が経営課題の一つとなっていますが、効率的な事業の実施により、平成39年度末では約304億円まで減少する見込みです。

【企業債借入と償還及び残高の見込】





※農業集落排水事業は企業債の新規借入はない

④ その他の収入

国庫補助金は補助事業の事業費に対して50%、県補助金は補助事業の事業費に対して1%の補助金を見込んでいます。

(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、平成29年度決算見込値をベースとして本計画で予測した変動要素を考慮するなどにより、平成30年度から本計画の最終年度である平成39年度までの試算を行いました。

各項目の算出方法については、以下のとおりとなります。

① 職員給与費に関する事項

現在の職員数を維持するものと想定し、平成29年度決算見込を最大値として一定で見込んでいます。

② 動力費及び薬品費に関する事項

平成29年度決算見込をもとに処理水量見合いで算出しています。

③ 修繕費及び委託料に関する事項

平成29年度決算見込をもとに管渠延長及び処理水量見合いで算出しています。

④ 減価償却費に関する事項

平成28年度までの既得点と平成29年度取得点（決算見込）及びこれ以降の新規取得点を踏まえて算出しています。

⑤ 未収金、未払金及び貸倒引当金に関する事項

平成28年度決算の実績率を基準として算出しています。

3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

（1）今後の投資についての考え方・検討状況

① 広域化・共同化・最適化に関する事項

本市では、福島県が実施している流域下水道事業に県北2市2町の一員として参画し下水道整備を進めています。

また、本市の中心部にある堀河処理区は、当初は本市の単独事業で整備を進めていましたが、流域下水道の整備進捗に合わせ、順次、流域下水道への切り替えを進めてきました。今後は残りの地域や農業集落排水地域等についても、広域化・共同化を図ることにより効率的な汚水処理に努めていきます。

併せて、下水道整備を予定した区域を合併処理浄化槽区域に見直すなど、人口減少や整備のスピードアップを考慮した汚水処理施設整備手法の最適化も検討していきます。

② 投資の平準化に関する事項

現在、昭和38年より整備されてきた堀河処理区の管路について、平成21年度より管渠長寿命化計画等を策定し段階的に管路の点検調査や改築事業を進めていますが、下水道施設全体としては、処理場・ポンプ場の機械・電気設備等についても老朽化対策が喫緊の課題となっています。

今後は、下水道施設全体を一体的に捉え予防保全を行うストックマネジメントを導入し、改築更新サイクルを延長した上で投資の平準化を図り、老朽化した管渠や処理場等の改築を計画的かつ効率的に進めていきます。

③ アセットマネジメント手法を取り入れた下水道経営

下水道ビジョンをもとに、「ヒト・モノ・カネ・情報」及び「リスク・コスト・効果」の視点を含め、効率的な下水道経営について関係各部署で検討を進めます。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

① 使用料の見直しに関する事項

本市では概ね3年ごとに使用料改定の検討を行っています。

現在、平成28年度に設置した下水道等事業運営審議会にて使用料のあり方について審議いただいております。今後の審議会答申の内容を踏まえ、公正性に留意して適宜見直しを検討していきます。

② 資産活用による収入増加の取組について

福島市再生可能エネルギー導入推進計画等に基づき下水熱の利用に関する研究を進めていきます。また、流域下水道編入により廃止される堀河町終末処理場の上部空間活用による太陽光発電等についても検討していきます。

(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況

① 民間活力の活用に関する事項

下水道施設の維持管理に関する包括民間委託やPPP/PFI事業など、民間事業者のノウハウ・創意工夫を活用した、より効率的な下水道事業等の運営を検討します。

② 職員給与費に関する事項

下水道ビジョンの実行に伴い事業内容が変化することが想定されますが、組織の見直しを図ると共に事業継続に必要な人員について適正な人員配置となるよう、適時見直し・検討を行います。

③ 動力費に関する事項

下水道事業では、水処理に多くの電力を使用していますが、今後の施策として処理場やポンプ場の機器の改築計画検討時には、高効率型・省エネルギー型機器の導入についても検討し消費電力の削減に努めます。

④ 修繕費に関する事項

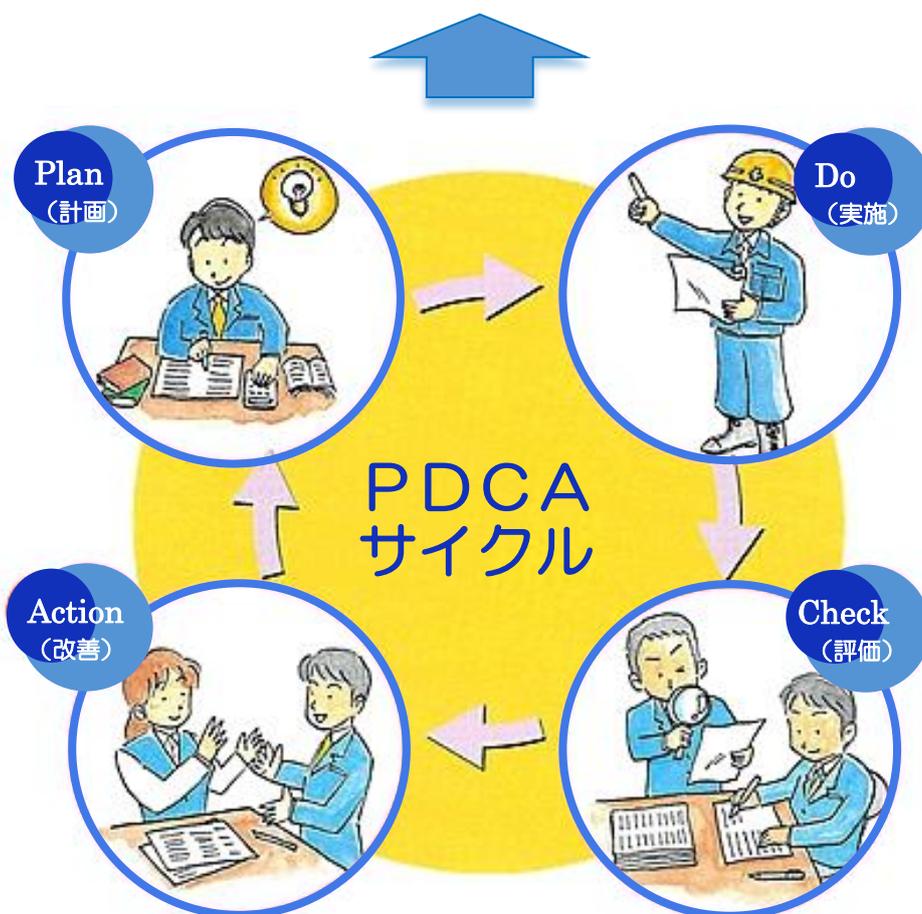
下水道施設の適正な維持管理と長寿命化と合わせて将来に向けた下水道施設の適正な維持管理に努め、施設の延命化と修繕費の平準化に取り組みます。

第5章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本経営戦略の進捗管理のため、概ね3年ごとの下水道使用料体系・水準の検討時期に合わせ事後検証を行います。

また、PDCAサイクル（①計画の構築（Plan）、②事業の実施（Do）、③目標達成状況の確認・検証（Check）、④見直しの改善（Action））を行い、必要に応じて経営戦略の更新や見直しを図ります。

～環境にやさしい美しいまちを目指して～



投資・財政計画（収支計画）

区 分		年 度	平成28年度 (決 算)	平成29年度 (決 算 見 込)	平成30年度 (計 画)	平成31年度 (計 画)	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1. 営 業 収 益 (A)	3,785,365	3,766,598	3,758,374	3,756,996	
		(1) 料 金 収 入	3,245,450	3,250,608	3,254,814	3,258,904	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					
	(3) そ の 他	(3) そ の 他	539,915	515,990	503,560	498,092	
		(雨水処理負担金)	539,838	515,957	503,511	497,995	
		2. 営 業 外 収 益	3,188,933	3,770,686	3,587,665	3,489,521	
	(1) 補 助 金	(1) 補 助 金	1,492,343	2,077,811	1,947,483	1,860,474	
		他 会 計 補 助 金	1,492,343	2,064,041	1,937,283	1,850,274	
		そ の 他 補 助 金		13,770	10,200	10,200	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	1,692,627	1,691,492	1,638,798	1,627,663		
	(3) そ の 他	3,962	1,383	1,383	1,383		
	収 入 計 (C)	6,974,298	7,537,285	7,346,039	7,246,516		
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1. 営 業 費 用	5,564,045	5,677,695	5,588,571	5,575,185
			(1) 職 員 給 与 費	127,396	131,096	131,096	131,096
基 本 給			67,610	66,045	66,045	66,045	
退 職 給 付 費							
そ の 他		59,786	65,051	65,051	65,051		
(2) 経 費		1,507,050	1,579,974	1,569,570	1,563,478		
動 力 費		91,106	98,282	98,158	98,032		
修 繕 費		65,893	64,773	64,717	64,849		
そ の 他		1,350,051	1,416,919	1,406,695	1,400,596		
(3) 減 価 償 却 費		3,929,598	3,966,625	3,887,906	3,880,612		
2. 営 業 外 費 用		1,233,666	1,115,213	1,034,242	954,113		
(1) 支 払 利 息		1,201,588	1,110,270	1,029,299	949,170		
(2) そ の 他		32,078	4,943	4,943	4,943		
支 出 計 (D)		6,797,711	6,792,907	6,622,813	6,529,298		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	176,586	744,377	723,226	717,218			
特 別 利 益 (F)	272,777	273,336	241,973	241,973			
特 別 損 失 (G)	449,364	427,421	243,547	243,547			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-176,587	-154,085	-1,574	-1,574			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		590,293	721,652	715,644			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)							
流 動 資 産 (J)	流 動 資 産 (J)	1,104,640	1,105,586	1,106,357	1,107,107		
	う ち 未 収 金	604,975	605,936	606,720	607,483		
流 動 負 債 (K)	流 動 負 債 (K)	4,209,976	4,096,600	3,935,424	3,923,941		
	う ち 建 設 改 良 費 分	3,901,332	3,774,337	3,615,010	3,604,611		
	う ち 一 時 借 入 金						
	う ち 未 払 金	290,499	304,118	302,269	301,186		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	0	0	0	0			
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	3,785,365	3,766,598	3,758,374	3,756,996			
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	3,785,365	3,766,598	3,758,374	3,756,996			
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)	0	0	0	0			

(収支計画)

(単位 : 千円、%)

平成32年度 (計画)	平成33年度 (計画)	平成34年度 (計画)	平成35年度 (計画)	平成36年度 (計画)	平成37年度 (計画)	平成38年度 (計画)	平成39年度 (計画)
3,751,058	3,751,980	3,736,960	3,741,034	3,742,428	3,747,064	3,757,383	3,765,303
3,262,857	3,270,067	3,277,219	3,284,254	3,291,193	3,298,035	3,307,027	3,315,943
488,201	481,913	459,741	456,780	451,236	449,030	450,356	449,360
487,959	481,836	459,708	456,731	451,139	448,788	450,279	449,327
3,415,519	3,317,379	3,395,190	3,329,720	3,268,859	3,248,153	3,230,666	3,204,656
1,791,179	1,716,168	1,787,917	1,726,448	1,670,513	1,642,291	1,615,881	1,585,051
1,780,979	1,705,968	1,777,717	1,716,248	1,660,313	1,632,091	1,605,681	1,574,851
10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200
1,622,957	1,599,828	1,605,889	1,601,888	1,596,963	1,604,478	1,613,401	1,618,222
1,383	1,383	1,383	1,383	1,383	1,383	1,383	1,383
7,166,578	7,069,359	7,132,149	7,070,754	7,011,288	6,995,217	6,988,049	6,969,959
5,571,505	5,548,891	5,669,283	5,674,144	5,675,208	5,707,286	5,740,330	5,759,117
131,096	131,096	131,096	131,096	131,096	131,096	131,096	131,096
66,045	66,045	66,045	66,045	66,045	66,045	66,045	66,045
65,051	65,051	65,051	65,051	65,051	65,051	65,051	65,051
1,557,420	1,561,211	1,656,068	1,659,636	1,662,942	1,666,364	1,670,593	1,674,820
97,906	97,864	28,466	28,499	28,531	28,564	28,607	28,649
64,969	65,107	38,581	38,697	38,798	38,893	38,988	39,083
1,394,546	1,398,239	1,589,022	1,592,440	1,595,612	1,598,907	1,602,998	1,607,088
3,882,989	3,856,585	3,882,119	3,883,412	3,881,171	3,909,827	3,938,641	3,953,202
883,820	821,168	770,536	711,081	655,656	609,321	571,134	535,824
878,877	816,226	765,594	706,138	650,713	604,379	566,192	530,881
4,943	4,943	4,943	4,943	4,943	4,943	4,943	4,943
6,455,325	6,370,059	6,439,819	6,385,224	6,330,864	6,316,608	6,311,464	6,294,941
711,253	699,300	692,330	685,530	680,424	678,609	676,585	675,018
241,973	241,973	241,973	241,973	241,973	241,973	241,973	241,973
243,547	243,547	243,547	243,547	243,547	243,547	243,547	243,547
-1,574	-1,574	-1,574	-1,574	-1,574	-1,574	-1,574	-1,574
709,679	697,726	690,756	683,956	678,850	677,035	675,011	673,444
1,107,832	1,109,154	1,110,466	1,111,756	1,113,028	1,267,393	1,520,499	1,870,853
608,220	609,564	610,897	612,208	613,502	614,777	616,453	618,115
3,947,161	3,913,526	3,818,400	3,661,215	3,472,083	3,396,784	3,317,217	3,438,190
3,628,907	3,594,598	3,482,613	3,324,794	3,135,074	3,059,167	2,978,848	3,099,070
300,109	300,783	317,643	318,277	318,864	319,472	320,224	320,975
0	0	0	0	0	0	0	0
3,751,058	3,751,980	3,736,960	3,741,034	3,742,428	3,747,064	3,757,383	3,765,303
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
3,751,058	3,751,980	3,736,960	3,741,034	3,742,428	3,747,064	3,757,383	3,765,303
0	0	0	0	0	0	0	0

区 分		年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
				(決 算)	(決 算 見 込)	(計 画)	(計 画)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	うち 資本費平準化債		1,039,300	1,210,900	997,700	1,323,200
		2. 他 会 計 出 資 金		1,384,495	1,047,807	947,543	692,419
	3. 他 会 計 補 助 金						
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金		429,925	594,660	668,610	852,006	
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
	8. 工 事 負 担 金		110,333	67,200	55,600	70,000	
	9. そ の 他						
	計 (A)		2,964,053	2,920,567	2,669,453	2,937,625	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		0	0	0	0	
	純 計 (A)-(B) (C)		2,964,053	2,920,567	2,669,453	2,937,625	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	うち 職員給与費		1,656,125	1,998,172	1,954,379
2. 企 業 債 償 還 金				3,822,718	3,901,333	3,774,337	3,615,010
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他							
計 (D)			5,478,843	5,899,505	5,728,716	6,027,449	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			2,514,790	2,978,938	3,059,263	3,089,824	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		2,438,062	2,296,715	2,252,640	2,271,098
		3. 繰 越 工 事 資 金			590,293	721,652	715,644
		4. そ の 他		76,728	91,931	84,972	103,082
		計 (F)		2,514,790	2,978,938	3,059,263	3,089,824
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)			53,490,731	50,800,298	48,023,661	45,731,851	

○他会計繰入金

区 分		年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
				(決 算)	(決 算 見 込)		
収益的収支分			2,032,181	2,579,999	2,440,795	2,348,270	
	うち 基準内繰入金		1,710,000	2,579,999	2,440,795	2,348,270	
	うち 基準外繰入金		322,182				
資本的収支分			1,384,495	1,047,807	947,543	692,419	
	うち 基準内繰入金		290,166	346,704	446,459	359,156	
	うち 基準外繰入金		1,094,329	701,102	501,084	333,263	
合 計			3,416,676	3,627,805	3,388,338	3,040,689	

(収支計画)

(単位 : 千円)

平成32年度 (計画)	平成33年度 (計画)	平成34年度 (計画)	平成35年度 (計画)	平成36年度 (計画)	平成37年度 (計画)	平成38年度 (計画)	平成39年度 (計画)
1,681,400	2,322,100	1,507,500	1,146,600	1,226,300	1,272,200	1,180,900	1,180,900
608,219	687,819	643,131	551,423	430,931	349,507	354,633	363,544
1,006,536	1,825,953	1,029,101	737,689	741,030	762,450	658,920	658,920
68,900	65,000	64,000	48,152	56,000	54,600	54,450	54,450
3,365,055	4,900,872	3,243,733	2,483,864	2,454,261	2,438,757	2,248,903	2,257,814
0	0	0	0	0	0	0	0
3,365,055	4,900,872	3,243,733	2,483,864	2,454,261	2,438,757	2,248,903	2,257,814
2,893,645	4,459,284	2,785,525	2,084,099	2,221,322	2,263,835	2,060,059	2,060,229
114,363	114,363	114,363	114,363	114,363	114,363	114,363	114,363
3,604,611	3,628,907	3,594,598	3,482,613	3,324,794	3,135,074	3,059,167	2,978,848
6,498,256	8,088,191	6,380,124	5,566,712	5,546,115	5,398,909	5,119,226	5,039,077
3,133,201	3,187,319	3,136,391	3,082,847	3,091,854	2,960,152	2,870,323	2,781,263
2,297,917	2,311,060	2,328,445	2,309,153	2,314,748	2,183,287	2,102,529	2,015,025
709,679	697,726	690,756	683,956	678,850	677,035	675,011	673,444
125,604	178,533	117,190	89,739	98,256	99,830	92,783	92,794
3,133,201	3,187,319	3,136,391	3,082,847	3,091,854	2,960,152	2,870,323	2,781,263
43,808,640	42,501,833	40,414,735	38,078,722	35,980,228	34,117,354	32,239,087	30,441,139

平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
2,268,938	2,187,804	2,237,425	2,172,979	2,111,452	2,080,879	2,055,960	2,024,178
2,268,938	2,187,804	2,237,425	2,172,979	2,111,452	2,080,879	2,055,960	2,024,178
608,219	687,819	643,131	551,423	430,931	349,507	354,633	363,544
302,992	347,909	349,374	354,243	372,399	349,507	354,633	363,544
305,227	339,909	293,758	197,181	58,532			
2,877,157	2,875,623	2,880,556	2,724,403	2,542,383	2,430,386	2,410,593	2,387,722

区 分		年 度	平成28年度 (決 算)	平成29年度 (決 算 見 込)	平成30年度 (計 画)	平成31年度 (計 画)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1. 営 業 収 益 (A)	13,596	13,618	13,951	14,845
		(1) 料 金 収 入	13,596	13,618	13,951	14,845
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)				
	(3) そ の 他 (雨 水 処 理 負 担 金)	(3) そ の 他				
		(雨 水 処 理 負 担 金)				
	2. 営 業 外 収 益	2. 営 業 外 収 益	84,640	95,200	91,594	89,295
		(1) 補 助 金	58,279	68,863	66,991	64,909
		他 会 計 補 助 金 そ の 他 補 助 金	58,279	68,863	66,991	64,909
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	26,337	26,337	24,603	24,386
		(3) そ の 他	24			
		収 入 計 (C)	98,236	108,817	105,545	104,140
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1. 営 業 費 用	85,320	87,619	88,455
(1) 職 員 給 与 費						
基 本 給 退 職 給 付 費 そ の 他						
(2) 経 費		(2) 経 費	37,690	39,989	43,372	44,597
		動 力 費	1,320	1,370	1,370	1,370
		修 繕 費 そ の 他	6,653 29,717	5,270 33,348	6,213 35,789	6,213 37,014
(3) 減 価 償 却 費		(3) 減 価 償 却 費	47,630	47,630	45,083	44,764
2. 営 業 外 費 用		2. 営 業 外 費 用	21,467	19,318	17,090	14,778
		(1) 支 払 利 息	21,217	19,068	16,840	14,528
		(2) そ の 他	250	250	250	250
支 出 計 (D)		支 出 計 (D)	106,787	106,937	105,545	104,140
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	-8,551	1,881		
特 別 利 益 (F)		特 別 利 益 (F)	12,132	3,073	4,954	4,954
特 別 損 失 (G)	特 別 損 失 (G)	3,581	4,954	4,954	4,954	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	8,551	-1,881			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)					
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)					
流 動 資 産 (J)	流 動 資 産 (J)	66,613	66,617	66,665	66,795	
	う ち 未 収 金	1,996	1,992	2,041	2,171	
流 動 負 債 (K)	流 動 負 債 (K)	72,710	75,162	77,937	80,084	
	う ち 建 設 改 良 費 分	69,146	71,381	73,836	75,868	
	う ち 一 時 借 入 金					
	う ち 未 払 金	3,563	3,781	4,101	4,216	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	0	0	0	0	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	13,596	13,618	13,951	14,845	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	13,596	13,618	13,951	14,845	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)	0	0	0	0	

(収支計画)

(単位 : 千円、%)

平成32年度 (計画)	平成33年度 (計画)	平成34年度 (計画)	平成35年度 (計画)	平成36年度 (計画)	平成37年度 (計画)	平成38年度 (計画)	平成39年度 (計画)
14,845	14,774	14,774	14,774	14,774	14,703	14,703	14,703
14,845	14,774	14,774	14,774	14,774	14,703	14,703	14,703
87,135	84,935	82,459	80,038	93,802	91,888	91,278	90,833
62,749	60,561	58,090	55,668	64,132	62,290	61,754	61,327
62,749	60,561	58,090	55,668	64,132	62,290	61,754	61,327
24,386	24,374	24,370	24,370	29,670	29,598	29,524	29,506
101,980	99,709	97,233	94,812	108,576	106,591	105,980	105,536
89,600	89,813	89,875	89,924	103,098	102,758	102,608	102,322
44,836	44,693	44,393	44,443	44,561	44,338	44,309	44,248
1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
6,213	6,213	6,213	6,213	6,213	6,213	6,213	6,213
37,253	37,110	36,810	36,859	36,977	36,754	36,726	36,664
44,764	45,119	45,482	45,482	58,538	58,421	58,299	58,075
12,379	9,896	7,358	4,887	5,477	3,832	3,372	3,213
12,129	9,646	7,108	4,637	5,227	3,582	3,122	2,963
250	250	250	250	250	250	250	250
101,980	99,709	97,233	94,812	108,576	106,591	105,980	105,536
4,954	4,954	4,954	4,954	4,954	4,954	4,954	4,954
4,954	4,954	4,954	4,954	4,954	4,954	4,954	4,954
66,795	66,785	66,785	66,785	66,785	75,410	95,605	122,292
2,171	2,161	2,161	2,161	2,161	2,151	2,151	2,151
82,609	76,522	67,673	56,190	24,390	12,769	6,065	4,594
78,370	72,296	63,476	51,988	20,177	8,577	1,876	410
4,239	4,226	4,197	4,202	4,213	4,192	4,189	4,183
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
14,845	14,774	14,774	14,774	14,774	14,703	14,703	14,703
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
14,845	14,774	14,774	14,774	14,774	14,703	14,703	14,703
0	0	0	0	0	0	0	0

区 分		年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
				(決 算)	(決 算 見 込)	(計 画)	(計 画)
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債					
		うち 資本費平準化債					
		2. 他 会 計 出 資 金	48,343	47,640	50,630	53,472	
		3. 他 会 計 補 助 金					
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金					
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金					
		8. 工 事 負 担 金					
	9. そ の 他						
	計 (A)	48,343	47,640	50,630	53,472		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0		
	純計 (A)-(B) (C)	48,343	47,640	50,630	53,472		
資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		2,154			
		うち 職員給与費					
		2. 企 業 債 償 還 金	67,004	69,147	71,381	73,836	
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金					
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金					
		5. そ の 他					
計 (D)	67,004	71,301	71,381	73,836			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			18,661	23,661	20,751	20,364	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	18,661	23,516	20,751	20,364	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					
		3. 繰 越 工 事 資 金					
		4. そ の 他		145			
計 (F)	18,661	23,661	20,751	20,364			
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)			595,770	526,623	455,242	381,406	

○他会計繰入金

区 分		年 度		前年度(H28)	平成29年度	平成30年度	平成31年度
				(決 算)	(決 算 見 込)		
収益的収支分			58,279	68,863	66,991	64,909	
	うち 基準内繰入金		33,192	52,754	48,563	46,083	
	うち 基準外繰入金		25,087	16,109	18,428	18,826	
資本的収支分			48,343	47,640	50,630	53,472	
	うち 基準内繰入金		2,336	2,423	2,514	2,641	
	うち 基準外繰入金		46,007	45,216	48,116	50,831	
合 計			106,622	116,503	117,621	118,381	

(収支計画)

(単位 : 千円)

平成32年度 (計画)	平成33年度 (計画)	平成34年度 (計画)	平成35年度 (計画)	平成36年度 (計画)	平成37年度 (計画)	平成38年度 (計画)	平成39年度 (計画)
			268,300				
58,557	60,718	51,212	53,019	23,109			
			196,835				
			12,848				
58,557	60,718	51,212	531,002	23,109			
0	0	0	0	0	0	0	0
58,557	60,718	51,212	531,002	23,109			
3,399	3,399		516,538				
75,868	78,370	72,296	63,476	51,988	20,177	8,577	1,876
79,267	81,769	72,296	580,014	51,988	20,177	8,577	1,876
20,710	21,051	21,084	49,013	28,879	20,177	8,577	1,876
20,481	20,822	21,084	27,731	28,879	20,177	8,577	1,876
229	229		21,282				
20,710	21,051	21,084	49,013	28,879	20,177	8,577	1,876
305,538	227,168	154,872	359,696	307,708	287,531	278,954	277,078

平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
62,749	60,561	58,090	55,668	64,132	62,290	61,754	61,327
43,684	41,542	39,367	36,896	45,664	43,941	43,414	43,031
19,064	19,018	18,723	18,773	18,468	18,349	18,340	18,296
58,557	60,718	51,212	53,019	23,109			
2,570	2,673	2,779	2,890	901			
55,987	58,045	48,433	50,129	22,208			
121,306	121,279	109,302	108,687	87,241	62,290	61,754	61,327

区 分		年 度	平成28年度 (決 算)	平成29年度 (決 算 見 込)	平成30年度 (計 画)	平成31年度 (計 画)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		24,442	24,348	24,266	24,184
	(1) 料 金 収 入		24,442	24,346	24,264	24,182
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					
	(3) そ の 他		0	2	2	2
	(雨水処理負担金)					
	2. 営 業 外 収 益		157,461	157,367	154,893	140,475
	(1) 補 助 金		107,060	106,948	104,545	98,243
	他 会 計 補 助 金		107,060	106,948	104,545	98,243
	そ の 他 補 助 金					
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		50,398	50,416	50,345	42,229
	(3) そ の 他		3	3	3	3
	収 入 計 (C)		181,903	181,715	179,159	164,659
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		146,708	148,754	148,331
(1) 職 員 給 与 費						
基 本 給						
退 職 給 付 費						
そ の 他						
(2) 経 費			30,869	32,897	32,580	32,606
動 力 費			5,623	5,754	5,754	5,754
修 繕 費			4,131	6,120	6,146	6,171
そ の 他			21,115	21,023	20,681	20,681
(3) 減 価 償 却 費			115,839	115,857	115,750	103,402
2. 営 業 外 費 用			35,150	32,931	30,799	28,621
(1) 支 払 利 息			33,936	31,846	29,714	27,536
(2) そ の 他			1,214	1,085	1,085	1,085
支 出 計 (D)		181,858	181,685	179,129	164,629	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		45	30	30	30	
特 別 利 益 (F)						
特 別 損 失 (G)		45	30	30	30	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		-45	-30	-30	-30	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)						
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)						
流 動 資 産 (J)		65,435	65,081	65,065	65,061	
う ち 未 収 金		4,760	4,742	4,726	4,710	
流 動 負 債 (K)		121,072	123,640	125,782	128,008	
う ち 建 設 改 良 費 分		117,428	119,843	122,021	124,244	
う ち 一 時 借 入 金						
う ち 未 払 金		3,644	3,797	3,761	3,764	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		0	0	0	0	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		24,442	24,348	24,266	24,184	
地 方 財 政 法 に よ り $((L)/(M) \times 100)$ 資 金 不 足 の 比 率		0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		24,442	24,348	24,266	24,184	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 $((N)/(P) \times 100)$		0	0	0	0	

(収支計画)

(単位 : 千円、%)

平成32年度 (計画)	平成33年度 (計画)	平成34年度 (計画)	平成35年度 (計画)	平成36年度 (計画)	平成37年度 (計画)	平成38年度 (計画)	平成39年度 (計画)
24,114	24,055	23,985	23,939	23,880	23,822	23,775	23,740
24,112	24,053	23,983	23,937	23,878	23,820	23,773	23,738
2	2	2	2	2	2	2	2
133,607	129,425	122,006	114,812	110,586	108,013	105,612	103,532
94,531	91,703	87,768	83,545	80,262	77,704	75,311	73,228
94,531	91,703	87,768	83,545	80,262	77,704	75,311	73,228
39,073	37,720	34,235	31,264	30,321	30,305	30,298	30,302
3	3	3	3	3	3	3	3
157,721	153,481	145,992	138,751	134,466	131,835	129,387	127,272
131,291	129,318	124,141	119,258	117,364	117,098	116,959	116,989
32,647	32,696	32,722	32,748	32,774	32,801	32,827	32,854
5,754	5,754	5,754	5,754	5,754	5,754	5,754	5,754
6,197	6,223	6,249	6,275	6,301	6,327	6,354	6,380
20,697	20,720	20,720	20,720	20,720	20,720	20,720	20,720
98,644	96,622	91,419	86,510	84,590	84,298	84,132	84,135
26,400	24,133	21,821	19,463	17,072	14,707	12,399	10,254
25,315	23,048	20,736	18,378	15,987	13,622	11,314	9,169
1,085	1,085	1,085	1,085	1,085	1,085	1,085	1,085
157,691	153,451	145,962	138,721	134,436	131,805	129,357	127,242
30	30	30	30	30	30	30	30
30	30	30	30	30	30	30	30
-30	-30	-30	-30	-30	-30	-30	-30
65,048	65,047	65,092	65,103	65,091	65,080	65,071	65,064
4,696	4,685	4,671	4,662	4,651	4,639	4,630	4,623
130,278	132,595	134,957	135,577	133,733	130,771	119,258	108,790
126,509	128,821	131,180	131,797	129,950	126,985	115,469	104,997
3,769	3,774	3,777	3,780	3,783	3,786	3,789	3,792
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
24,114	24,055	23,985	23,939	23,880	23,822	23,775	23,740
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
24,114	24,055	23,985	23,939	23,880	23,822	23,775	23,740
0	0	0	0	0	0	0	0

区 分		年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
				(決 算)	(決 算 見 込)	(計 画)	(計 画)
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債					
		うち 資 本 費 平 準 化 債					
		2. 他 会 計 出 資 金	52,751	51,180	54,239	60,620	
		3. 他 会 計 補 助 金					
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金					
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金					
		8. 工 事 負 担 金	403	403	403	403	
	9. そ の 他						
	計 (A)	53,154	51,583	54,642	61,023		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	53,154	51,583	54,642	61,023		
資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	198	198	198	199	
		うち 職 員 給 与 費					
		2. 企 業 債 償 還 金	115,339	117,428	119,843	122,021	
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金					
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金					
		5. そ の 他					
計 (D)	115,537	117,626	120,041	122,220			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			62,383	66,043	65,399	61,197	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	62,368	66,029	65,384	61,181	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					
		3. 繰 越 工 事 資 金					
		4. そ の 他	15	15	15	16	
計 (F)	62,383	66,043	65,399	61,197			
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)			1,815,660	1,698,231	1,578,388	1,456,367	

○他会計繰入金

区 分		年 度		前年度(H28)	平成29年度	平成30年度	平成31年度
				(決 算)	(決 算 見 込)		
収 益 的 収 支 分			107,060	106,948	104,545	98,243	
	うち 基 準 内 繰 入 金		62,444	102,436	100,266	93,360	
	うち 基 準 外 繰 入 金		44,616	4,512	4,279	4,883	
資 本 的 収 支 分			52,751	51,180	54,239	60,620	
	うち 基 準 内 繰 入 金		46,505	47,285	48,078	48,886	
	うち 基 準 外 繰 入 金		6,245	3,895	6,161	11,734	
合 計			159,811	158,128	158,784	158,863	

(収支計画)

(単位 : 千円)

平成32年度 (計画)	平成33年度 (計画)	平成34年度 (計画)	平成35年度 (計画)	平成36年度 (計画)	平成37年度 (計画)	平成38年度 (計画)	平成39年度 (計画)
64,436	67,380	71,459	75,721	77,294	75,723	72,919	61,406
403	403	403	403	403	403	403	403
64,839	67,783	71,861	76,124	77,696	76,126	73,322	61,809
64,839	67,783	71,861	76,124	77,696	76,126	73,322	61,809
201	201	201	201	201	201	201	201
124,244	126,509	128,821	131,180	131,797	129,950	126,985	115,469
124,445	126,710	129,022	131,381	131,998	130,151	127,186	115,670
59,607	58,928	57,161	55,257	54,302	54,025	53,864	53,862
59,588	58,909	57,143	55,239	54,284	54,007	53,846	53,843
18	18	18	18	18	18	18	18
59,607	58,928	57,161	55,257	54,302	54,025	53,864	53,862
1,332,123	1,205,614	1,076,793	945,613	813,816	683,866	556,881	441,412

平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
94,531	91,703	87,768	83,545	80,262	77,704	75,311	73,228
89,325	86,292	82,005	77,466	74,010	71,370	68,905	66,764
5,205	5,410	5,763	6,080	6,251	6,335	6,406	6,464
64,436	67,380	71,459	75,721	77,294	75,723	72,919	61,406
49,708	50,546	51,399	52,267	53,152	54,052	54,969	55,402
14,727	16,834	20,060	23,454	24,142	21,671	17,950	6,003
158,967	159,082	159,227	159,267	157,555	153,428	148,230	134,633

用語集

用語集

用語		掲載頁	用語解説
ア	アセットマネジメント	24	一般的に土地や建物といった固定資産や株式・債券等の資産、人材、情報等を効率的に運用することを示す。下水道事業においては、下水道施設（資産）に対し、施設管理に必要な費用、人員を投入（経営管理、執行体制の確保）し、良好な下水道サービスを持続的に提供するための事業運営のことをいう。
ウ	雨水管理システム	15	ハード施策（雨水管渠や雨水調整池などの施設整備）のほか、ソフト施策（内水ハザードマップや避難情報提供などの公助）、止水板・土のう設置や避難行動などの市民による自助）を総合的に機能させて、浸水被害を軽減するシステム。
オ	汚水処理原価	12,13	有収水量 1 m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水維持管理費（管渠費、ポンプ場費、処理場費など）と汚水資本費（汚水に係る地方債等利息及び地方債償還金）の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。
	汚泥	7,8,9	下水処理場、浄水場、工場排水処理施設での沈でん処理の工程で、除去された濁りなどの不純物を集めた泥状物質の総称。
カ	改築	1,10,16, 17,24, 25	対象施設の全部又は一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。
	合併処理浄化槽	1,24	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。
	管渠（かんきょ）	8,9,10, 12,16, 17,23, 24	下水を収集し、排除するための施設で、汚水管渠、雨水管渠、合流管渠、遮集管渠の総称。またその設置方法により、暗渠（地下に埋められた管渠）と開渠（地上部から見える水路等）に区分される。
	幹線	8,17	下水排除施設の骨格をなす管路。ポンプ場計画を策定するための中心的な管渠。一般的には下水道法施行規則第3条第1号に規定する主要な管渠をいう。
	管路	9,10, 11,24	管渠、マンホール、柵、取付け管等の総称。

用語集

用語		掲載頁	用語解説
キ	供用開始区域	3	下水道が整備され、各家庭の汚水を直接下水道に流すことができる区域。
	企業債	6,12,13, 14,20, 22,23	下水道事業における建設改良費に充てるため、地方公共団体が発行する地方債のこと。
	企業債残高対事業規模比率	12,14	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。
ケ	経費回収率	12,13	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準の妥当性を評価することが可能。
	建設改良費	14	経営規模の拡充を図るために要する諸施設の建設整備等、固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費で、4条支出として計上される。
	下水熱利用	25	下水の水温は大気に比べ、年間を通して安定しており、冬は暖かく、夏は冷たい特質があり、都市内に豊富に存在している。この下水水温と大気温の差（温度差エネルギー）を、冷暖房や給湯等に活用することにより、省エネ・省CO2効果が発揮される。
	減価償却費	6,24	固定資産の減価を費用として毎年計上する処理を減価償却といい、この処理によって各年度の費用とされた固定資産の減価額のこと。減価償却費を計上することで、原価から控除する形で資産価値を減少させるため、実態に近い資産価値を表示することができる。
	減災	15	被災時の被害最小化を図るための対策。復旧資材の確保や仮設沈澱・消毒池の設置場所確保、マンホールトイレの設置等があげられる。
コ	公共下水道事業	1,2,4,6, 8,9,12, 13,14, 17,19, 20,22	主として市街地における下水を排除し、又は処理する下水道で、終末処理場を有する事業。都市の健全な発達及び公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的とする。
	公共用水域	1,15	河川、湖沼、港湾などの公共の用に供される水域、およびこれに接続する水路のこと。

用語集

用語		掲載頁	用語解説
コ	更新	16,17, 24,26	改築のうち、対象施設の全部の再建設あるいは取り替えを行うこと。（対象施設の一部を取り替えることは修繕または長寿命化という）
	合流式	2,9,15	汚水、雨水を分離することなく、同一の管渠で排除する方式。
サ	再生可能エネルギー	25	有限で枯渇の恐れがある化石エネルギーに対し、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーのこと。例として、下水熱、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等が挙げられる。
シ	市街化区域	2	都市計画法に規定されている都市計画の内容の1つで、「すでに市街地を形成している区域または概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のこと。
	事業計画	2,8	基本計画（全体計画）を実施するための年次ごとに定められた計画をいう。5～7年間で財政、執行能力などの点で実現可能な計画を策定する。
シ	修繕	7,12, 23,25	施設の機能が維持されるよう部分的に補強、取り替え等により修復すること。
	終末処理場	4,7,8,9, 10,17, 25	下水を最終的に処理して河川、海域等の公共用水域へ放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。（下水道法第2条第6号）処理施設の例として、スクリーン、沈砂池、最初沈澱池、反応タンク、最終沈澱池、消毒設備などの水処理施設、および濃縮タンク、脱水設備などの汚泥処理施設があげられる。終末処理場からの放流水は水質汚濁防止法により排水基準の適用を受ける。
	受益者負担金	7	都市計画事業により利益を受けるものに対して、その受ける利益の限度において事業費の一部を負担して頂くもの。
	浄化槽	1,7,24	トイレと連結して、し尿と雑排水を処理するための施設。し尿のみを処理する単独処理方式と、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理方式とがある。平成13年以降は単独浄化槽の新設が禁止されており、現在、浄化槽とは合併処理浄化槽を指す。

用語集

用語		掲載頁	用語解説
シ	処理区	3,4,9, 10,17, 24	汚水の処理区域を処理場ごとに分割したものを処理区といい、その処理区の1つの汚水幹線が受け持つ区域を処理分区という。
	処理区域	2,12	下水道の整備対象とする区域であり、下水を処理場で処理する区域のこと。
	処理場	4,7,8,9, 10,16, 17,24, 25	⇒終末処理場（終末処理場を通称、下水処理場、処理場、浄水管理センターなどという）
ス	水洗化率	12,13, 17,18	下水道整備済み区域内で実際に下水道へ接続した人口の割合。
	ストックマネジメント （手法）	24	持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
セ	全体計画	9	下水道における全体計画はその地域の下水道のあり方を示すもので、概ね20年先の将来を想定して策定される。また、この基本計画を基に、5～7年間で達成可能な事業量について事業計画（事業認可）を立案し、順次、事業を進めていく。
タ	耐震化	8,10, 17	強い地震でも建造物が倒壊、損壊しないように補強すること。
	耐用年数	10,11, 16	減価償却資産が利用に耐える年数で、下水道施設の標準的な耐用年数は、管渠及びポンプ場、処理場の土木・建築構造物で概ね50年、機械・電気設備で概ね10～30年とされている。
チ	長寿命化	10,15, 24,25	改築のうち、「対象施設」の一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。管渠においてはライニング等の更生工法のことをいう。
ト	特定環境保全公共下水道事業	1,4,6,12, 13,14, 18,19, 20,21, 22	公共下水道事業のうち、市街化区域以外の区域で、処理対象人口は、概ね1千人～1万人で、水質保全上特に必要な地区で行われる事業。

用語集

用語		掲載頁	用語解説
ト	都市計画	2	都市における生産、居住などの諸機能を定められた目標まで高めるため、道路、鉄道、上下水道等の都市施設を総合的に計画すること。
ノ	農業集落排水事業	1,2,4,7, 12,13, 14,17, 18,19, 20,21, 23	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資すると共に、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的とした事業。
	農業集落排水処理施設	6	農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設。
ハ	バイオマス	8	エネルギー源として再利用できる動植物から生まれた有機性資源のことで、化石資源を除いたもの。下水汚泥や生ごみ、剪定廃材、家畜排泄物などがあげられる。
ホ	防災	15,17	災害の発生機構を明らかにし、人命および財産の安全を図ることを目的として対策を行うことの総称。下水道の地震対策では、強い地震でも建造物が倒壊、損壊しないように補強したり、管渠やマンホールが破損したり浮上・沈下しないよう、施設や管路の耐震化を図ることを指す。
	ポンプ場	9,10,16, 24,25	下水などをポンプ揚水する目的のポンプ、配管、弁、補機類、制御設備などを含む施設。目的に応じて、排水ポンプ上、中継ポンプ場などがある。
マ	マンホールポンプ	8,16	マンホール内に設置した水中ポンプにより下水などを揚水して排除する施設。マンホール構造のポンプ槽と水中ポンプで構成され、スクリーン、沈砂池、建築家屋を省略して簡素化したもの。
リ	流域下水道	2,4,24, 25	2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなる。事業主体は原則として都道府県である。

用語集

用語		掲載頁	用語解説
P	PDCAサイクル	26	Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Action（改善）の4段階のサイクルのことで、最後のActionを次のPDCAにつなげ、1周ごとにサイクルを向上（スパイラルアップ）させて、継続的に業務改善を行う手法。
	PFI	25	公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）
	PPP	25	官民が連携して、公共サービスの提供を行う計画のこと。（パブリック・プライベート・パートナーシップ）

 福島市下水道事業経営戦略

平成30年3月発行

編集・発行 福島県福島市

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号

TEL 024-535-1111 (代表)

FAX 024-534-8228

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp>

E-mail ge-soumu@mail.fukushima.fukushima.jp
